

周産期搬送部会における決定事項(平成22年6月2日)

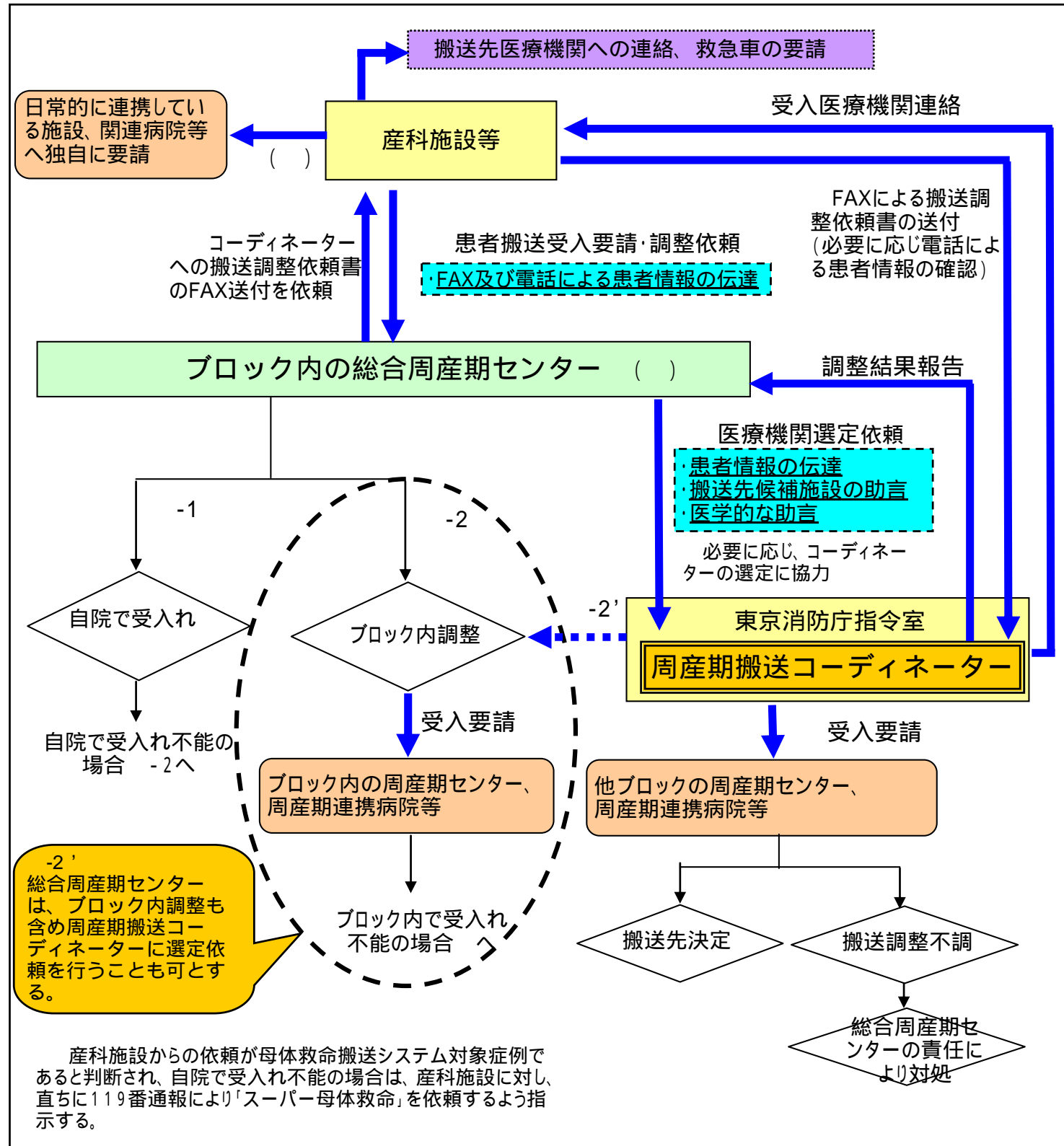
資料4

1. 業務マニュアル等のルールについて

項目	現 状	改正案
1 総合周産期センターのブロック内調整機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>各ブロックの総合周産期センターは、自院での受入れが不能な場合、ブロック内の周産期母子医療センター、周産期連携病院等に受入要請を行う。</li> <li>自ブロック内での受入調整が不能な場合、周産期搬送コーディネーターに搬送先選定を依頼する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合周産期センターによるブロック内調整は必須とするものではなく、総合周産期センターがブロック内調整も含め周産期搬送コーディネーターに搬送先選定を依頼することも可とする。</li> <li>(ただし、多摩地域には当面の間、現行の搬送手順を継続する)</li> <li>総合周産期センターは、自区内ブロック事案で、全般的に搬送先が見つからなかった場合の最終的な受入れ機能を担うものとする。</li> </ul>
2 一般通報時の搬送先選定手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>周産期搬送コーディネーターは、事案発生場所のある搬送ブロックの搬送調整担当の総合周産期センターに受入要請を行う。</li> <li>搬送調整担当の総合周産期センターで受入れ不能の場合は、周産期医療情報システムの診療能力情報や電話照会情報等に従って発生ブロック内の医療機関を優先して受入要請を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則は、これまで通り事案発生場所のある搬送ブロックの搬送調整担当の総合周産期センターに受入要請を行う。</li> <li>ただし、妊産婦の緊急度や妊娠週数等を勘案し、直近の医療機関等を優先して選定したほうがよいと判断される場合等には、搬送調整担当の総合周産期センター以外の施設に第一に連絡することも可とする。</li> </ul>
3 多摩当番	<ul style="list-style-type: none"> <li>多摩地域内において搬送先の選定が困難になった場合、選定・受入に協力する。</li> <li>区部の総合周産期センター9病院の輪番制で実施</li> <li>平成22年4月に都立多摩・小児総合医療センター(府中市)が総合周産期センターとして指定されたが、多摩地域内での搬送完結は依然として難しい状況である。(杏林大学病院からの周産期搬送コーディネーターへの依頼 平成21年度:月平均約10件、平成22年4月:9件、5月:8件、6月:8件、7月:6件、8月:9件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も区部の総合周産期センターによる多摩当番を当面の間継続し、多摩当番病院への受入依頼を優先的に行う。</li> </ul>

2. 協力要請事項

項目	現 状	協力要請事項等
1 院内他科との調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>内科合併症の妊産婦の転院搬送及び消化器症状主訴の妊産婦の一般通報の場合、搬送先選定に困難を要する場合がある。</li> <li>産科医師に搬送受入依頼をしてから受入可否の回答までに時間がかかることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊産婦にかかる搬送については、内科症状を主訴とした搬送依頼であっても、産科を窓口とした対応をしていただくよう、各周産期母子医療センター等に依頼する。</li> </ul>
2 FAXの送付	<ul style="list-style-type: none"> <li>依頼元施設からのFAXが送付されないことがある。</li> </ul> <p>【平成21年度実績】 有:53%、事後送付:9%、総合周産期センター代筆:13%、無:25%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、定期的に通知等を送付し、コーディネーターへの要請手順を周知するとともに、ネットワークグループ等の連携会議等において依頼元産科施設等への周知を依頼する。</li> </ul>



【搬送先調整の手順】

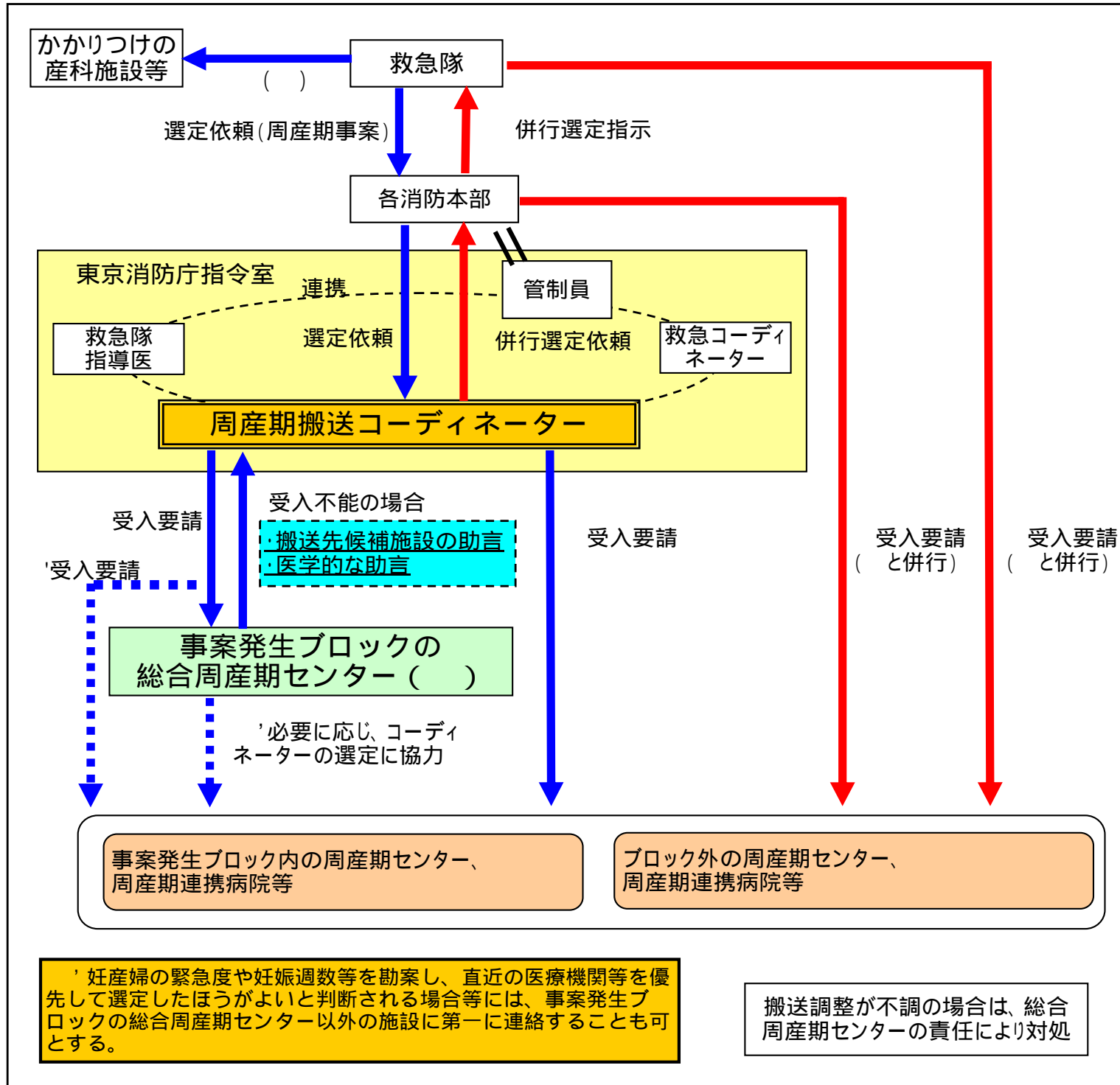
産科施設等からの患者搬送依頼  
産科施設等では、患者の搬送が必要となった場合、日常的に連携している施設等に要請しても搬送先が決まらない場合は、各ブロックの総合周産期センターに搬送調整依頼書をFAXで送付の上、電話で患者の受入要請・調整依頼を行う。

総合周産期センターにおけるブロック内調整  
各ブロックの総合周産期センターは、必要な患者情報を把握した上で、自院での受入れが不能な場合、ブロック内の周産期センター、周産期連携病院等に受入要請する。  
なお、総合周産期センターによるブロック内調整は必須とするものではなく、ブロック内調整も含め、周産期搬送コーディネーターに搬送先選定を依頼することも可とする。

周産期搬送コーディネーターへの医療機関選定依頼  
自ブロック内で受入れ不能な場合又はブロック内調整が難しい場合は、総合周産期センターは、依頼元産科施設等に対し、搬送調整依頼書を周産期搬送コーディネーターにFAXするよう伝えるとともに、コーディネーターに搬送先選定を依頼する。  
その際、コーディネーターに患者情報の伝達を行い、搬送先として適切な施設や医学的観点からの助言を行うとともに、必要に応じ、コーディネーターの搬送先選定に協力する。  
周産期搬送コーディネーターは、必要に応じ産科施設等に電話で患者情報の確認を行う。

周産期搬送コーディネーターによる搬送先選定  
周産期搬送コーディネーターは、患者情報と総合周産期センターからの助言等を参考に、都内医療機関に受入要請を行う。受入先が決まらない場合等は、総合周産期センターの責任により対処する。

依頼元産科施設等への連絡  
周産期搬送コーディネーターは、依頼元産科施設等に搬送先医療機関を連絡するとともに、調整結果を総合周産期センターに報告する。  
連絡を受けた産科施設等は、搬送先医療機関への連絡及び救急車出動要請を行い、患者を搬送する。



【搬送先調整の手順】

救急隊から各消防本部への選定依頼  
救急隊は、事案が周産期案件と判断した場合は、各消防本部に医療機関の選定を依頼する。

総合周産期センターへの受入要請・調整依頼  
依頼を受けた各消防本部は、周産期搬送コーディネーターに搬送先選定を依頼する。周産期搬送コーディネーターは、事案発生ブロックの総合周産期センターに受入要請を行う。  
ただし、妊産婦の緊急度や妊娠週数等を勘案し、直近の医療機関等を優先して選定したほうがよいと判断される場合等には、事案発生ブロックの総合周産期センター以外の施設に第一に連絡することも可とする。

周産期搬送コーディネーターによる搬送先選定  
当該総合周産期センターで受入れ不能の場合は、周産期搬送コーディネーターがブロック内の周産期センター、周産期連携病院等を優先して受入要請する。  
総合周産期センターは、周産期搬送コーディネーターに搬送先として適切な施設や医学的観点からの助言を行うとともに、必要に応じ、周産期搬送コーディネーターの搬送先選定に協力する。

各消防本部との連携による受入要請  
周産期搬送コーディネーターは、 と併行して受入要請を行う医療機関及び優先順位を決定し、各消防本部に受入要請の協力依頼を行う。  
依頼を受けた各消防本部は、現場の救急隊と連携し、医療機関に受入要請を行う。

受入医療機関の決定  
周産期搬送コーディネーターは、各消防本部に受入医療機関を連絡する。各消防本部は、救急隊に搬送先医療機関を連絡する。  
受入先が決まらない場合等は、発生ブロックの総合周産期センターの責任により対処する。